



信するよりも確かめよ

昔、犯罪予告というものは手紙や電話を通じて行われていた。しかし、インターネットが日常生活に深く浸透するようになると、掲示板サイトに殺害予告などが掲載され、さらに、犯人が第三者になりすまし、パソコンを遠隔操作して犯罪予告をする事態まで生じるようになつた。昨今では、小学校襲撃予告をしたとされた大学生が逮捕・勾留され、少年審判によつて保護処分に処せられてしまつたり、伊勢神宮の破壊予告をしたとされた男性が誤認逮捕される事件などが続いた。

さて、インターネット上で犯罪予告を行つた犯人はどうやって検挙されてきたのか。ネットに接続されているパソコンや携帯電話には、その機器ごとに識別番号がネット接続業者から割り当てられている。これを一IPアドレスと呼んでいるが、警察及び検察は、サーバーが開示するこの一IPアドレスと、インターネットプロバイダーが所持する一IPアドレスが付された者の住所・氏名などの情報を収集して犯罪予告を行つた犯人を特定し、特定された者は犯人に間違いないと考えて逮捕・勾留してき

た。確かに犯人と思われる者の身柄を早期に確保することは重要である。もし、犯罪予告内容がそのまま実行されれば、多数の国民の人命が奪われかねないからである。

しかし、他方で一般市民が犯罪予告に全く関与していないのに、突如、逮捕・勾留されて大学や会社にも行けず、帰宅もできず、犯人に間違いがないと盲進した取調官に、やつてもいない犯罪をどうしてやつたのかと日々責められ、架空の犯行動機を供述せざるを得ないところまで追い込まれる苦しみに思いを馳せなければならぬ。

犯人が第三者になりすまして犯罪予告を行う手口について、「なりすましか否か」という点がスペイディーに判断できない状況があるのであれば、犯罪抑止の観点から

アドレスを用いて犯罪予告をしたことではなく、このような犯行動機があるはずもない。しかし、結果的に逮捕であれば、大学生が自らの一IPアドレスを用いて犯罪予告をしたのであれば、犯罪拘束するが、犯人とされれた者が被疑事実を否定し、その否定する理由の中に合理的な理由が散見されるような場合には、早期に身柄釈放をする道を探らなければならぬ。

ところが、警察や検察の現場では、これまで述べてきた方法にて犯人を特定した場合、その被疑者が犯人に違ひないと信じて身柄釈放をする道を探らなければならぬ。しかし現実が私たちの目の前にあ

た。確かに犯人と思われる者の身柄を早期に確保することは重要である。もし、犯罪予告内容がそのまま実行されれば、多数の国民の人命が奪われかねないからである。

しかし、他方で一般市民が犯罪予告に全く関与していないのに、突如、逮捕・勾留されて大学や会社にも行けず、帰宅もできず、犯人に間違いがないと盲進した取調官に、やつてもいない犯罪をどうしてやつたのかと日々責められ、架空の犯行動機を供述せざるを得ないところまで追い込まれる苦しみに思いを馳せなければならぬ。

犯人が第三者になりすまして犯罪予告を行う手口について、「なりすましか否か」という点がスペイディーに判断できない状況があるのであれば、犯罪抑止の観点から

アドレスを用いて犯罪予告をしたことではなく、このような犯行動機があるはずもない。しかし、結果的に逮捕であれば、大学生が自らの一IPアドレスを用いて犯罪予告をしたのであれば、犯罪拘束するが、犯人とされれた者が被疑事実を否定し、その否定する理由の中に合理的な理由が散見されるような場合には、早期に身柄釈放をする道を探らなければならぬ。

ところが、警察や検察の現場では、これまで述べてきた方法にて犯人を特定した場合、その被疑者が犯人に違ひないと信じて身柄釈放をする道を探らなければならぬ。しかし現実が私たちの目の前にあ

た。確かに犯人と思われる者の身柄を早期に確保することは重要である。もし、犯罪予告内容がそのまま実行されれば、多数の国民の人命が奪われかねないからである。

しかし、他方で一般市民が犯罪予告に全く関与していないのに、突如、逮捕・勾留されて大学や会社にも行けず、帰宅もできず、犯人に間違いがないと盲進した取調官に、やつてもいない犯罪をどうしてやつたのかと日々責められ、架空の犯行動機を供述せざるを得ないところまで追い込まれる苦しみに思いを馳せなければならぬ。

犯人が第三者になりすまして犯罪予告を行う手口について、「なりすましか否か」という点がスペイディーに判断できない状況があるのであれば、犯罪抑止の観点から

アドレスを用いて犯罪予告をしたことではなく、このような犯行動機があるはずもない。しかし、結果的に逮捕であれば、大学生が自らの一IPアドレスを用いて犯罪予告をしたのであれば、犯罪拘束するが、犯人とされれた者が被疑事実を否定し、その否定する理由の中に合理的な理由が散見されるような場合には、早期に身柄釈放をする道を探らなければならぬ。

ところが、警察や検察の現場では、これまで述べてきた方法にて犯人を特定した場合、その被疑者が犯人に違ひないと信じて身柄釈放をする道を探らなければならぬ。しかし現実が私たちの目の前にあ